

部落差別解消のための日田市教育実施方針

平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消推進法」）」が施行された。この法律は、現在もなお部落差別が存在することを明記した上で、部落差別のない社会の実現をめざすことを目的とし、その施策として、国民一人一人の理解を進めるため教育・啓発の必要性が示されている。この「部落差別解消のための日田市教育実施方針」は、「部落差別解消推進法」の理念を踏まえ、「日田市人権教育基本方針」「日田市教育行政実施方針（令和4・5年度）」に則り、部落差別解消に向けた具体的な教育の方針をとりまとめたものである。

令和4年4月1日 日田市教育庁 人権・部落差別解消教育課、社会教育課

I. 学校教育における部落差別解消のための取組の推進

1. 学校の教育活動全体を通じて部落差別解消のための組織的な取組を推進する

- (1) 校内推進体制を確立するとともに、部落問題に関する日田市人権学習共通教材（以下、「部落問題学習共通教材」）を系統的に組み込んだ、部落差別解消につながる人権教育の全体計画を策定し、学校の実情に応じて創意工夫して実施する。
- (2) 「特別の教科 道徳」や社会科をはじめとする各教科等の教育活動を有機的に連携させ、部落差別解消に向けた教育活動を推進する。
- (3) 部落差別解消に向けた授業をはじめとする教育活動の実施にあたっては、学校全体で共通理解を図ると共に、実施・点検・評価の取組を組織的、計画的、継続的に行う。
- (4) 児童生徒対象に、部落問題をはじめとする人権知識や意識調査等を実施し、分析結果を、学校の取組や市の教育施策に反映させる。

2. 部落差別解消のための知的理解と人権感覚を育て、実践行動につながる指導内容及び指導方法を充実させる

- (1) 部落差別解消につながる人権学習教材を「日田市人権学習共通教材」に系統的に位置づける（「部落問題学習共通教材」）。また、児童生徒の実情や社会情勢の変化、部落問題に関する研究の進歩に応じて、内容の見直し・改訂を行う。
- (2) 部落差別を助長・誘発する情報の流布に対応するため、正しい知識と人権感覚をもとにした情報収集技能（情報リテラシー）を育成する教育内容・教育方法を工夫する。
- (3) 体験的参加型学習や表現活動等、差別をなくす実践行動につながる教育方法を工夫する

3. 部落差別解消への意欲と実践力を育成する教職員研修の充実を図る

- (1) 教育委員会主催研修や各学校での校内研修において、部落差別解消のための効果的な教職員研修を工夫し、計画的に実施する。
- (2) 人権教育研究指定校に、部落差別の解消につながる人権教育に関する研究を委託し、その成果を、公開研究発表会等を通じて市内小・中学校へ発信する。
- (3) 教育委員会は、部落差別解消のための資質向上につながる校内教職員研修や各種研修会参加等への支援を行う。

4. 部落差別解消につながる校種間連携を推進する

- (1) 就学前・小学校・中学校・高等学校等の間で、児童生徒等の状況や教育内容・教育方法等の情報交換を実施する。
- (2) 小学校・中学校・高等学校を通じた系統的な部落問題学習教材の研究を推進する。

II. 社会教育における部落差別解消のための取組の推進

1. 部落差別解消のための知識と人権意識を養う教育・啓発内容および方法を充実させる

- (1) 「人権に関わる市民意識調査」等に基づき、学習者の実態に即した効果的な部落差別解消のための啓発内容・方法を実践する。
- (2) 部落差別解消への実践行動につながるために「感じ・考え・行動する」体験的参加型学習等の啓発方法を工夫する。
- (3) インターネット上の差別の現状の理解や情報リテラシーを身につけることのできる研修内容を工夫する

2. 部落差別解消につながる学ぶ機会を充実させる

- (1) 公民館等での様々な活動の機会を通して「部落差別解消推進法」についての市民への周知・啓発を実施する。
- (2) 公民館等で実施される人権学習講座において、部落差別についての認識を深める機会の拡充を図る。
- (3) 部落問題を位置づけた人権についての系統的・連続的な研修講座を実施する。

3. 職員研修の充実および人材育成の推進を図る

- (1) 公民館職員等に対する部落差別解消のための共通理解と実践研修を計画的に実施する。
- (2) 部落差別解消につながる地域の人材育成のための研修内容を工夫し、実施する。

III. 部落差別解消に向けての家庭・地域、関係機関・団体との連携の推進

1. 学校教育と社会教育が連携した保護者・地域への啓発を推進する

- (1) 学校と公民館および育友会（PTA）の連携の下、学校での人権・部落問題学習の授業公開や育友会（PTA）の人権・部落問題講演会等を保護者や地域住民の学びの場として積極的に活用する。

2. 地区集会所、関係機関・団体等と連携した部落差別解消に向けた取組を推進する。

- (1) 学校教育では、人権教育研究団体等と連携して部落差別解消のための実態調査や教育内容の検討、就学前-小-中-高の連携等の推進を図る。
- (2) 社会教育では、人権・部落差別解消推進課や人権教育研究団体等と連携して啓発内容・方法の充実や人材育成の推進を図る。
- (3) 地区集会所や各関係機関・団体等と連携して、部落差別の解消を推進している人たちとの対話形式の研修や地区フィールドワーク研修等、職員研修等の充実を図る。
- (4) 関係機関・団体とは、必要に応じて、部落差別解消に係る教育に関する意見聴取・協議および調査研究を行う。